2 いじめの重大事態の対応

【(1)発生の報告(法第30条第1項)

重大事態(重大事態には「疑い」も含まれる)の発生が認められる場合、学校は、電話等で速やかに教育委員会へ報告し、その後、文書により教育委員会を通じて、地方公共団体の長まで報告する。

* 報告については、法的に義務付けられている。報告をしないまたは遅滞することで、法令違反に問われるだけでなく、教育委員会による、学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。【ガイドラインP5】

(2)調査組織の設置、調査主体の決定

教育委員会は、調査の主体を、学校または教育委員会のいずれとするか決定する。調査組織については、公平性・中立性を確保する。

【調査組織の具体例】

○教育委員会が主体

法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関 (第三者により構成される組織)において調査する。

○学校が主体

既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織に第三 者を加え調査する。

(3)調査についての説明

被害者側に寄り添いながら対応することを第一とすること 調査の目的・目標 調査の主体(組織の構成・人選) 調査の時期・期間 調査事項・調査対象 調査方法 調査結果の提供(どのような内容か、アンケート等の情報提 供の方法、加害者側への調査結果の説明方法等)

詳細な調査実施前に、「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと【ガイドラインP7】

【POINT】説明に当たってのポイント【ガイドラインP7、8】 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応し、信頼関係 を構築することが大切です。

○詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアン ケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」 <u>旨、発言することは不適切です。</u>

被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎む必要があります。例えば、「被害児童生徒の家庭にも問題がある」等、学校が軽々し〈発言すべきものではありません。当該児童生徒をとりまく状況は、公正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものです。

学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行ってください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めてください。

(4)調査に当たっての留意事項

調査に当たっては、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とすること。

アンケートの実施に当たっては目的(いじめの重大事態の調査のため)とアンケート結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、調査対象の児童生徒及びその保護者に説明する。

時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに調査を実施するよう努めること。

調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。

〇調査により把握した情報の記録は、適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体(第三者調査委員会等)が実施した調査の記録のほか、学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等も含まれる。【ガイドラインP10】

(5)調査実施中の経過報告

学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。【ガイドラインP11】

(6)分析

調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。【ガイドラインP11】

(7)報告書の作成(法第30条第1項)

【報告事項の例】

- 1 法第28条の該当事項(1号か2号か)
- 2 発生日時
- 3 発牛場所
- 4 当事者

(被害を受けたと疑われる児童生徒)

(加害を行ったとされる児童生徒)

- 5 対象児童生徒の状況
- (1号事案の場合・・・被害の状況、2号事案の場合・・欠席の状況を含む)
- 6 調査の概要
- (調査する事項)
- (調查期間)

、調宜期间)

(調査組織及び構成員(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性))

(調査方法)

(調査対象)

7 調査内容

行為Aについて

行為 B について

行為Cについて

対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取事項等を正確に記載。聴取事項等から、いつ、 どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったかの事実認定を行う。

その他 (家庭環境等)

本件に関する学校・教育委員会の対応についての検証

調査結果のまとめ(いじめに当たるかどうか、調査組織の所見を含む)

- 8 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策
- 9 いじめの再発防止に向けて

本事案に対する考察

再発防止に向けての取組等

10 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長(又は設置者)の所見

(8)調査結果の報告等

調査結果の報告【ガイドラインP12】

- ○重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること。(法第29条から第32条まで)市町村教育委員会は、県教育員会へ情報提供をする。(教育事務所を経由する)
- ○地方公共団体の長等に対する所見の提出【ガイドライン P 12】 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。
- ○被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明【ガイドライン P 12】

被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。

○加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供【ガイドラインP13】

学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの 事実関係について説明を行うこと。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

(9)調査結果を踏まえた対応

被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導

被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用すること。

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童 生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う こと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。【ガイドラインP14】

(10)地方公共団体の長等による再調査

再調査を行う必要があると考えられる場合【ガイドラインP15】

例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公 共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。

調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合

事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合

調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

だだし、上記 ~ の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査(当初の調査)の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

3 対応の課題について

県内で発生したいじめの重大事態

不登校の状態にある生徒の保護者から、学校でいじめを受けており登校できないとの相談があった。相談を受けた学校は当該生徒に確認し、「調査をしてほしくない」とのことだったので保護者に「本人が調査を望んでいないので調査はできません」と回答した。その後、教育委員会が保護者から相談を受け、学校を指導し、いじめの重大事態として対処した。

[POINT]

これは、学校が教育委員会から指導を受けるまでもなく法に基づき容易にいじめの重大事態として認知できる事案です。 もう少し本質的な話をすれば、「本人が調査を望んでいないので調査はできません」との回答に非常に大きな問題が内在しています。 いじめの対応では、被害者がいかに学校の職員を信頼して相談できるかが重要です。

「いじめ」を絶対に許さないと考えている教職員は「いじめ」の可能性を知った場合、「調査ができない」との結論にはならないのです。被害生徒を説得したり、被害生徒が許容できるような調査方法を提示したり事実の究明をあきらめません。

一方「調査ができない」と結論づける思考方法は、普段からどこかで児童生徒に雰囲気が伝わり、相談しても解決に至らないのではないかとの思いを抱かせてしまう可能性があります。

いじめを絶対に許さないという教職員の姿勢は、児童生徒に自然と伝わり、未然防止やいじめが発生した際に相談を促すなど大きな効果が期待できます。

千葉県いじめ防止対策推進条例



千葉県いじめ防止基本方針

千葉県教育委員会 いじめ防止啓発資料



千葉県教育庁教育振興部

児童生徒課生徒指導・いじめ対策室

教職員向けいじめ対応リーフレット

?

いじめの重大事態の対応 🖣

本リーフレットは、いじめの重大事態における、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)、いじめ防止対策推進条例、いじめ防止基本方針(国、県、市町村、学校)、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省、以下「ガイドライン」という。)に則った認知、調査等の対応について解説するものです。

1 いじめの重大事態の認知

いじめは、いじめの定義に基づき、早期に認知し、重篤化しないよう、迅速に対応していくことが重要です。



いじめの認知に当たっての確認事項

限定的に認知を行っていないか(力関係、継続性、悪質性、故意、重大性で判断しない) 学級担任等、特定の教員だけで「いじめではない」と判断していないか

- (学校内のいじめ防止対策組織を活用し認知すること)
- 学校内の行為のみを対象としていないか(一定の人間関係とは、学校の内外を問わない)
- けんかや、ふざけあいであっても、状況をよく確認して認知しているか
- 被害者側が気づいていない悪口等も、いじめになりうるものとして指導しているか
- よかれと思って行ったことが相手を傷つけた場合などもいじめと認知しているか

いじめの重大事態とは

- ・ハじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第1号】(以下「1号軍大事態」という。)
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日が 目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【法第28条第1項第2号】(以下「2号重大事態」という。)

被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【ガイドライン p 4】

【POINT】例えば、不登校という事実があり、その原因にいじめが疑われる場合は、いじめという事実が確認されていなくても、疑いの段階で重大事態となります。学校がいじめによる不登校ではないと考えても、保護者が「いじめを受けて学校に登校できない」との申し出がある場合など、調査もしないまま疑いを排斥することはできないので重大事態として扱うこととなります。

1

1号重大事態の例(ガイドラインより)

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- 心身等に重大な被害を負った場合
- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。・投げ飛ばされ脳震盪となった。・殴られて歯が折れた。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。 金品等に重大な被害を被った場合
- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ・欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。(精神的に苦痛をうけていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられる。)

2号重大事態の例(ガイドラインより)

いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合(30日が目安)

一定期間連続して欠席しているような 場合は、30日の目安にかかわらず迅速 に調査に着手する。